

平成27年 5月13日制定
平成28年 4月 1日改正
令和 2年 6月15日改正
令和 6年 4月 1日改正
令和 6年11月 1日改正
令和 7年 5月14日改正
令和 8年 1月 5日改正

岐阜県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準

第1 (趣旨)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、岐阜県知事(以下「知事」という。)が指定構造計算適合性判定機関(以下、「機関」という。)に構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を公正かつ適正に委任するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 (用語の定義)

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)及び指定構造計算適合性判定機関指定準則(令和6年10月31日国住指第285号)において使用する用語の例による。

第3 (委任要件等)

1 法令等への適合

委任を申請する者は、法第77条の35の12第1項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可を受けていること。

2 業務区域

岐阜県を業務区域としていること。

3 委任範囲

全ての建築物の判定を行うこと。ただし、知事は申請者の体制等に応じて委任範囲を限定して委任することができるものとする。

4 業務体制

当該機関で実施する認定プログラムを使用した判定に対応できるすべての認定プログラムを使用できる環境を整備すること。

5 判定手数料

判定に要する費用の実態に照らし、適切に定めていること。

第4 委任の申請等

委任の申請は、別紙様式により行うものとする。

第5 委任の期間

委任の期間は、法第18条の2第1項の指定の期間と同一とする。なお、継続して委任を行う

場合は、委任の更新を受けるものとする。

第6 委任の更新

第3から第5までの規定は、委任の更新の場合について準用する。

第7 委任の解除

知事は、機関がこの基準に適合していないと認める場合には、委任を解除することができる。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 法第18条の2第1項の規定に基づき知事の委任を受けようとする者は、この基準の施行日前においても、改正後の岐阜県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準第4の規定に基づき、知事に委任の申請を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定による申請を受けた場合において、法第18条の2第1項の規定に基づき判定を委任する場合には、委任の通知をするものとする。
- 4 この基準の公布の際に有効な法第18条の2第1項の規定に基づく知事の委任については、令和8年3月31日限りをもって失効する。

別 紙

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

指定構造計算適合性判定機関名
代表者名

構造計算適合性判定委任申請書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を行いたいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
2. 業務区域
3. 業務を行う事務所の所在地
4. 構造計算適合性判定の業務内容
5. 業務の開始日